

都監委告示第1号

令和8年7月28日

監査結果に基づく措置状況の公表について

令和7年度及び令和6年度に実施した定期監査、財政援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき、都城市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、これを公表する。

都城市監査委員

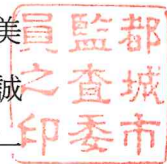
都城市監査委員

都城市監査委員

新井 克美

上之園 誠

音堅 良一



第1 令和7年度定期監査結果に対する措置状況

1 補助金の交付事務について

監査意見（要旨）	措置状況
【報告書第6の1（3・4ページ）】 補助事業により取得された財産が処分制限の対象となるにもかかわらず、その内容が補助金等交付決定書において明記されていなかった。 補助金交付規則は、市長は補助金交付決定をする場合には補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付すべき旨（第5条）を、そして、市長は補助金の交付に条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定書により申請者に通知する旨（第6条第1項）を、それぞれ規定している。 補助金の交付に当たっては、規則及び個別要綱に基づく処分制限の条件を交付決定書において明確に記載する必要がある。	財産処分の制限に関わらず、付すべき条件につきましては、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を補助金交付要綱において規定しなければならないこと及び、条件を付した場合にはその旨を交付決定書に記載しなければならないことについて、これまでも手引き等で指導しているところです。 合議の際に上記取り扱いがされていないものにつきましては、直接指導していたところではありますが、こういった案件が散見されているため、令和8年4月13日の予算執行方針説明会において当該規定の説明をし、更なる周知の徹底を図りました。 制度主管課：財政課

2 補助金の有効期限について

監査意見（要旨）	措置状況
【報告書第6の2（4～6ページ）】 補助金交付要綱に、有効期限に関する規定が設けられていなかった。 都城市補助金等交付規則において、補助金ごとに終期を設けるべき旨を規定している。ところが、規則の運用通知において、「現行の補助金等交付要綱で施行日以後も適用するものについては、直ちに改正を要するものではない……」としている。 全ての補助金交付要綱について、規則に基づき速やかに有効期限を明記することが必要である。	有効期限が付されていない要綱につきましては、令和8年5月末までに有効期限を付する改正が完了するよう、令和8年4月13日に各課（室）宛てに通知しました。 5月末まで概ね改正は完了しておりますが、未改正のものについては、早急に改正をするよう指導しております。 制度主管課：財政課

3 業務委託契約の履行確認について

監査意見（要旨）	措置状況
【報告書第6の3（6～8ページ）】 履行確認において、報告書類や検査方法に不備があるにもかかわらず「合格」とし、支払が行われている事例が散見された。 これは、仕様書が具体的に作成されておらず、検査すべき内容が明確でないこと、そして、検査調書の様式及び記載方法が十分に整備されていないことが背景にあると考えられる。 したがって、次の取組が求められる。 ① 仕様書に基づいて検査員が履行状況を客観的に確認できるよう、仕様書の記載内容を可能な限り具体化すること。 ② 検査調書において、検査内容及び判断根拠を記載する様式を整備すること。 ③ 分割払等の検査調書の基本的様式を財務規則において定めること。 ④ デジタル媒体を活用した業務委託に対応した検査手法を明確化すること。	① 各所管課への指導に当たっては、業務委託の案件には多様な内容が含まれるため、仕様書に基づいて検査員が履行状況を客観的に確認できるよう、仕様書の記載内容（作業内容、実施回数、成果物、記録方法等）を可能な限り具体化することを指導するよう、契約審査の担当内で統一を図りました。また、各所管課が実施する仕様書の事前審査の段階において、具体的な確認手法や証拠の明記について個別に指導・助言を行っています。また、仕様書の記載例を庁内 LAN 上に掲載し、庁内への周知・提供を行っています。 今後も引き続き、客観的かつ実質的な検査が可能となる仕様書作成の定着に向け、指導を徹底してまいります。 ② 検査員が「何を基準に、どのような方法で」検査したのかを可視化するため、令和8年度から使用する検査調書の様式に、新たに「検査内容欄」を追加しました。当該新様式は、庁内 LAN 上に掲載し、庁内への周知・提供を行っています。あわせて、4月に実施した「契約事務説明会」において、検査調書への実質的な検査内容及び判断根拠の具体的な記載方法について説明・周知を図りました。 ③ 都城市財務規則に定められている検査調書の様式は、備考に「必要に応じ、適宜項目を加除修正して使用する」旨が規定されていることから、分割払等の検査調書については、1枚で複数月（年間）の管理ができるよう様式を修正して使用しております。したがって、様式を改めて財務規則に定めることはしません。 なお、これまでの方法では検査が簡易的になっていた部分もあるため、今回、②と同様、検査員が「何を基準に、どのような方法で」検査したのかを明確にするため、様式上の「検査内容欄」に実際どのように検査したか（確認の手段・対象・基準）を具体的に記載する欄を設けた様式を作成し、

	当該新様式についても、②と同様に庁内 LAN 上に掲載し、庁内へ周知・提供を行い、説明会等を通じて適切な記載の徹底を指導しております。 ④ デジタル媒体を活用した業務委託（ホームページや SNS 運用等）については、案件ごとに特性が異なるため、個別具体的な検討が必要となります。その中で、ホームページ掲載業務に関しては、履行確認の客観的な証拠として、掲載開始時と終了時の「スクリーンショット（画面保存データ）」の提出を必須とするよう運用を整理しました。その他の案件（SNS 等）についても、投稿履歴やアクセスログの提出など、履行確認に用いる証拠の範囲や確認方法を仕様書等で明確化できるよう、他市等の先進事例等も踏まえながら検討・指導を進めてまいります。 制度主管課：契約課
--	---

4 施設の利用許可等について

監査意見（要旨）	措置状況
【報告書第6の4（9ページ）】 総合福祉会館における利用当日の変更又は取消しについて、受付業務を民間事業者が受託して行っている一方、利用許可等に係る決定は所管課が行っているため、事実上、所管課による事後承認という形式で処理が行われていた。 これは、受付業務と利用許可等の決定が分離されている現行の業務処理体制に構造的な課題があるといえることができる。 公の施設の管理運営については、地方自治法に基づく指定管理者制度を導入することを含め、業務体制の見直しが求められる。	総合福祉会館における貸館業務は、予約受付や利用許可、利用料の徴収等を一元管理できていないことから、一層細やかなサービスを円滑に提供できるよう業務体制の見直しを検討しております。 なお、現段階の対応としましては、総合福祉会館における貸館利用の当日変更について委託管理者へ届け出があった際は、事後承認を避けるため、所管課への即時報告を求め、所管課にて即日承認の手続を行うこととしております。 所管課：福祉課

5 公有財産の管理について

監査意見（要旨）	措置状況
【報告書第6の5（10 ページ）】 市が山之口町商工会に対し無償で貸し付けている土地について、同商工会が「月極駐車場」として有料で転貸し、収益的な利用に供していた。 これは「都城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」で定める無償貸付の要件に該当するとはいえない。 早急に是正措置を講ずる必要がある。	無償貸付状態を解消する必要がある一方で現在の駐車場利用者にも配慮する必要があることから、暫定的対応として、令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間について、山之口町商工会に対し当該土地を都城市公有財産規則に基づき算定した額で有償貸付けしました。 今後、駐車場用途も含め、当該土地の公募による貸付け及び公売について検討を進め、令和8年度中に抜本的な是正方針を決定します。 所管課：山之口総合支所地域生活課 制度主管課：財産活用課

第2 令和7年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 物産振興拠点施設「道の駅」都城関係

監査の意見（要旨）	措置状況
【報告書第6の1（3～6ページ）】 地場産品販路開拓事業については、指定管理施設の管理運営業務と法人本来事業との区分が不明瞭となっている。 指定管理業務について、地場産品販路開拓事業を含め、その指定管理料の積算対象とすることの妥当性について疑義がある。 市の政策として地場産品販路開拓事業を推進する必要がある、その実施を指定管理者に委ねるのであれば、その内容及び性質に鑑み、補助事業や業務委託など、より適切な制度手法を選択することについて検討する必要がある。	現在、指定管理業務として実施している地場産品販路開拓事業等については、事業の詳細を整理・分析し、指定管理業務の範囲とそこから外れる事業の峻別を行っていきます。 また、指定管理業務の範囲から外れる事業については、現行の指定管理業務から切り分け、委託業務等とする方向で是正を検討しております。 なお、この是正については、次期指定管理者の選定（令和8年度中）までに実施する予定です。 所管課：みやこんじょPR課 制度主管課：総合政策課

2 公設地方卸売市場関係

監査の意見（要旨）	措置状況
【報告書第6の2（7～9ページ）】 指定管理施設における修繕の実施とその利益の還元とが、制度上及び運用上、明確に区別されていない点に疑義がある。 指定管理者が実施すべき修繕を協定上明確にすること、また、利益還元の方法について検討すべきである。	本件施設においては、これまで基本協定書に基づき、市と指定管理者が協議を行いながら、施設の維持管理及び安定的な運営に支障が生じないよう対応してきたところです。 現行の運用については、年次事業計画書とともに提出される年間修繕計画を市で精査・承認した上で指定管理者による修繕を行っており、施設運営上の迅速かつ柔軟な対応や利用者サービスの維持向上等の観点から一定の合理性を有すると考えております。 しかしながら、修繕の性質及び金額による区分や責任関係、判断権の帰属等について不明確な点があることから、御指摘も踏まえ、修繕に係る区分及び責任所在、判断権の帰属等を明確化した上で基本協定書上に明示する等の対応とあわせて、利益還元の手法についても指定管理者や関係課と協議・整理してまいります。 これらの措置は、令和8年度中に基本協定書の見直し方針を整理した上で、現行の指定期間が令和10年3月31日までであることを踏まえ、次期協定から運用することを基本として進めてまいります。 所管課：農政課 指定管理者制度における利益還元については、現金納付や修繕など様々な方法があると考えます。本施設においては、施設特性から民間による迅速な修繕対応とコスト面からのメリットがあり一定の合理性を有すると考えますが、御指摘のとおり、修繕の実施と利益の還元の運用について、明確でないところもあります。 したがって、修繕の必要性、内容及び金額による区分と判断権の帰属を明確化し、事前協議のルールを定める等の適切な運用方法について整理・検討します。

	なお、利益還元の手法については、他自治体の事例等も参考にしながら検討し、令和８年度中に指定管理者制度マニュアルを改訂いたします。 制度主管課：総合政策課
--	--

3 高崎大牟田農産加工センター関係

監査の意見（要旨）	措置状況
【報告書第6の3（10～12 ページ）】 本件施設については、「公の施設」としての要件を充足しているかについて大いに疑義があるとともに、「公の施設」であるとの前提の上で適用されている指定管理者制度及び指定管理料の支出についても、制度趣旨との整合性を欠いている。 指定管理業務の範囲、収益事業の採算性に係る責任の所在及び公金支出の法的性格を明確に整理し、制度設計の見直しを早急に行う必要がある。	現在、令和8年度末までの指定管理業務見直しに向け、指定管理者と協議しております。 なお、「公の施設」としてのあり方について検討し、12月議会に条例改正議案を上程する準備を進めております。 所管課：高崎総合支所産業建設課 制度主管課：総合政策課

第3 令和7年度行政監査結果に対する措置状況

1 行政財産の貸付制度の活用について

監査意見（要旨）	措置状況
【報告書第2（3ページ）】 自販機設置を目的とする行政財産の使用を認める場合には、財源の確保及び行政財産の有効活用の観点から、自治法第238条の4第2項第4号に基づく「行政財産の貸付け」制度を積極的に活用することがより適切な手法といえる。 制度主管課においては、自販機設置に当たって施設の性質や利用目的に応じて、目的外使用許可の手法と貸付けの手法の適用区分を明確化し、手法選択の判断基準を策定すべきである。	自動販売機設置における行政財産の貸付制度活用について検討した結果、庁舎構内自動販売機について、令和9年度から貸付制度による手法を採用する方向で検討を進めております。 また、公園道路等や、指定管理制度施設に設置される自動販売機については、関連する部署と協議を進めてまいります。これらの取組を踏まえ、令和8年度中に財産活用課が中心となり、公有財産管理事務の手引きに規定する形で判断基準を明確化し、全庁的に運用方法の統一化を図るよう検討を進めます。 制度主管課：財産活用課

2 使用料等の料率及び算定基準の見直しについて

監査意見（要旨）	措置状況
【報告書第2（3ページ）】 現行の自販機設置に伴う使用料等の算定は、施設区分や管理形態によって料率や歩合率が異なっているが、その算定根拠が明確でないものや、適正な価格について長期間検討が行われていないものがある。 自販機設置に係る貸付料、使用料、占用料等を横断的に比較・整理し、整合性のある料率体系の再構築を検討する必要がある。	今後、自販機設置に係る貸付料、使用料、占用料等を横断的に比較・整理を行い、整合性のある料率体系の再構築のため、令和8年度中に、財産活用課が中心となって関連部署と協議を進め、公有財産管理事務の手引きへ新たな判断基準を規定します。 制度主管課：財産活用課

3 指定管理施設における取扱いの明確化について

監査意見（要旨）	措置状況
【報告書第2（4ページ）】 自販機を設置する行為が指定管理業務に含まれるのか、あるいは自主事業に該当するのか、が不明確な事例等があった。 自販機設置について、指定管理業務と自主事業の区分を明確化し、「公の施設における自動販売機の設置について（平成25年5月16日付け都行第51号）」の内容について再検討する必要がある。あわせて、自販機設置に伴う収入が指定管理業務の内容（本来業務）として発生する場合には、収支報告書の様式において、自販機設置に係る収入の勘定科目を設けることを検討すべきである。	自販機設置について、指定管理業務と自主事業の区分を明確化した上で、どちらの区分に該当し、どのような手続きが必要となるか整理し、令和8年度中に「公の施設における自動販売機の設置について（平成25年5月16日付け都行第51号）」の内容について再検討を行います。 また、様式集に定める収支予算書及び収支報告書について、自販機設置に係る収入の勘定科目を追加し、令和8年度中に改訂を行います。 制度主管課：総合政策課

第 2 令和 6 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

2 利用許可及び使用料について

監査の意見（要旨）	令和 7 年 3 月 21 日回答内容
（１）営利目的の利用に係る許可について 【報告書第 6 の 3 （２）ウ（８ページ）】 コミュニティセンターにおいて、条例上の根拠が明らかでないまま、営利目的利用を認めない運用をしていた。 営利目的利用を認めないのであれば、条例上その根拠を明確にする必要がある。	コミュニティセンターの設置目的及び利用状況等を踏まえ、営利目的利用の可否を検討し、令和 8 年 3 月までに方針を決定します。 施設所管課：生涯学習課
	現時点の状況
	営利目的利用の取扱いについては、施設の設置目的や利用実態、利用者ニーズ、今後の施設運営の方向性などを総合的に勘案する必要がある、令和 8 年 3 月までに十分な整理に至りませんでした。 現在、御指摘の趣旨を踏まえた整理に向けて、関係課等と協議を始めており、今後 1 年以内を目途に、営利目的利用に係る制限をしない方向で見直しを進めてまいります。

3 「備品」の取扱いについて

監査の意見（要旨）	令和 7 年 3 月 21 日回答内容
（3）「備品」の基準額について 【報告書第 6 の 4（9～11 ページ）】 指定管理施設における「備品」については、市の基準に準じて、基準額を「1 万円」としている。そのことにより、施設によっては膨大な数の備品が存在しており、備品管理に困難をきたす一因となっている。 ところで、財務規則第 257 条第 1 項第 1 号は、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物品で、購入予定価格が「1 万円以上」のものを「備品」と定義している。この「1 万円以上」が制定当時から物価水準から勘案して、現在において適当な基準であるかについて議論し、基準額の見直しを検討する必要がある。	現在、基準額の見直しに関する具体的な議論が庁内において十分に行われておらず、基準額を見直す場合に生じる影響について、明確に把握できていない状況です。 今後、庁内で様々な観点から検討を重ねながら、適切な基準額について検討を進めていきます。 制度主管課：財産活用課
	現時点の状況
	令和 7 年度、備品基準額の見直しについて、関連する部署で構成する検討会を開催し、基準額を引き上げる方向での見直しを実施する認識共有を行いました。令和 8 年度には、引き続き検討会を開催し、具体的な見直し金額や手法について検討し、令和 9 年度 4 月施行を目指して議論を進めている ところです。

第3 令和6年度行政監査結果に対する措置状況

1 市が特定団体の事務を執行する根拠について

監査意見（要旨）	令和7年3月21日回答内容
【報告書第3（29 ページ）】 本市が各種団体の事務局を担い本市の職員が当該団体の事務に従事する場合には、当該事務について市が執行すべき職務であることを、市長等の権限に属する事務に関して定めた規則において、明確にすることが求められる。	現在、市職員が団体事務を行う場合は、市の施策の遂行手段の一つとして、市が執行すべき事務と位置付けることが可能なものが多く存在する一方で、報告書 11 ページの「（イ）特定団体事務継続の必要性」に対して、「団体に委ねるべき」「本市でも団体でもどちらでもよい」に回答があるように、必ずしも市職員が事務を担う必要がないものもあると考えられます。 当該事務について、公平性・公正性の観点も踏まえて市が執行すべきであるかどうかその実態を把握するとともに、他自治体の分掌事務の規定等も参考にしながら、団体との調整も考えられるため、令和7年度中に分掌事務に明示すべき事務を整理します。 制度主管課：総合政策課
	現時点の状況
	現在団体事務等の確認を行っており、歴史的経緯や地域との信頼関係を踏まえつつ、既に一部の団体については調整を進めているところです。 今後さらに、例規整備に向けた検討が、短期的に見直しが可能なものと、中長期的に取り組むべきものとの整理が必要と考えております。団体の関与根拠の確認や規則への記載の方法等を含め、所管課と調整しながら、監査結果の趣旨を踏まえた適正な事務執行の確保に向け、短期的に見直しが可能なものは今年度中に、中長期的に取り組むものについては今後3年間ほどを目途に整理を進めてまいります。

3 準公金の取扱手続の適正化について

監査意見（要旨）	令和 7 年 3 月 21 日回答内容
【報告書第 3（29 ページ）】 準公金規程は、特定団体の現金、預金等の取扱いに関するものであるが、準公金の取扱手続と特定団体の会計処理との関係が十分に整理されているとはいえず、担当職員に混乱が生じているように思われる。 準公金規程の見直しが求められる。 この場合において、準公金規程は「市長訓令」の形式で制定されているが、市長訓令は、行政委員会及び議会にはその効力が直接的に及ばないこと、並びに準公金に関するルールは市に属しない金銭について市職員が公務中に取扱うことに鑑みると、自治法に基づく「条例」又は「規則」の形式による方法が適切といえる。	準公金規程については、これまで「訓令」の形式で制定されていましたが、今後「規則」の形式で制定するよう見直すとともに、準公金の取扱手続と特定団体の会計処理との関係が明確になるよう、令和 8 年 3 月までに内容の整理を行っていきます。 制度主管課：会計課
	現時点の状況
	令和 8 年 1 月に県内他市等の規程等の整備状況について情報収集を行い、行政監査の指摘を踏まえ、現状の事務分担やリスクを踏まえた課題の整理を行いました。 現在、「規則」として整備する方向で見直しを進めており、準公金の対象範囲、特定団体の会計との関係及び市職員の責任範囲等について内容の検討並びに規則案の課内検討を行っております。令和 8 年度中制定（令和 9 年 4 月 1 日施行）に向け、関係各課と連携して事務を進めます。